

平成30年度事業計画書

30年4月1日から31年3月31日まで

特定非営利活動法人ウエルス

1 事業実施の方針

従来通り環境保全の活動に関しては、CO2削減・地球温暖化防止の取り組みとして「緑地化」を通じて森林及び地域に生育する植物の生態系を維持・保全していく活動が重要であると考えています。また、「芝生」や「緑化」を実施するために必要な「マンパワー」を広く募り、各種の活動に参加を呼び掛けて「ボランティア育成」を図るために広報活動にも力を入れます。

また、CO2削減効果は「芝生化」事業でも貢献できていると考えますが、さらに東北大震災以降の「自然エネルギーの活用」「再生可能エネルギーへの転換」により、CO2削減が更に期待できると考えています。具体的には休耕作地及び遊休地の活用を「芝生化」事業の活動の中で、規模の大きなものや「芝生化」に適さない場所などの有効活用として、「太陽光発電」推進事業として取り組みたい。また、山林開発による伐採木の利活用のための技術的な相談やプラント建設のコンサルタントを行い、EPC事業者としての立場で海外（中国・韓国方面）事業に参画していきたいと考えています。

介護保険事業（居宅介護支援事業者）として、亀岡市の認定調査員資格を取りましたので、その委任業務が増加していますので、このまま継続します。権利擁護事業として「成年後見人」の受任件数も増加し、安定した業務となりつつあります。今後も成年後見受任を行い、ながら、成年後見人等の申請代行（支援）、権利擁護・身上監護・財産管理等の事業も行つてまいります。

高齢者・障害者就労支援事業は他のNPOと協力して「訪問介護・宅老所」を取り組む予定です。農園（農業）事業としての位置付けで行うことも検討しています。

事業拡大を図るため、事務所を移転します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (円)
芝生化による 緑化事業	芝生の植苗 休耕田畑の耕作及び植苗	4～6 月	古世町	8名	会員及びボラ ンティア30名	35万
有機農業に係る 事業	九条ネギの栽培	7～10 月	上矢田 町	1名	30名程度	100万
経営コンサルタ ント事業	企業の経営相談支援など	4月～ 翌3月	亀岡市 NPO 法人事 務所所 在地	1名	4社（企業） 2社（海外）	50万
権利擁護事業	年後見人制度（受任）	4月～ 翌3月	亀岡市 NPO 法人事 務所所 在地	1名	30名程度	65万

(2) その他の事業

介護保険事業	居宅介護支援 (ケアプラン作成)	4月～ 翌3月	亀岡市 NPO 法人事 務所所 在地	1名	8名程度	10万
	亀岡市認定調査受託			1名	5名程度	1万

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。